

様

年 月 日

浜松市長

法人市民税更正・決定通知書

地方税法第 321 条の 11 の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

様

事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで	更正・決定 事 由		
納 期 限				
摘 要		既申告		更正・決定
課税標準となる法人税税額又は個別帰属法人税額			円	円
税率			%	%
分割基準		/	人	/ 人
法人税額			円	円
法人税割額			円	円
この申告により納付すべき法人税割額			円	円
均等割額			円	円
この申告により納付すべき均等割額			円	円
この更正・決定により納付すべき市民税額 (マイナスは還付)				円

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。